

入札説明書

令和7年10月23日(木)

大阪市デジタル統括室長 鶴見 一裕

次の入札案件について、関係法令及び入札公告共通事項に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項		
	(1) 案件名称	令和7年度JAWS Pro SMA（2年追加）ライセンス利用
	(2) 仕様等	「資料1：仕様書」のとおり
	(3) 契約条項	「資料2：サービス（ライセンス）利用契約書」のとおり
	(4) 履行期間	契約締結日から令和8年2月27日(金)まで
	(5) 履行場所	本市指定場所
	(6) 入札方法	事後審査型制限付一般競争入札（紙入札）
2 入札日程		
	(1) 公告日	令和7年10月23日(木)
	(2) 質問受付期間	公告日から令和7年11月4日(火)午後5時00分まで
	(3) 質問回答掲載期間	令和7年11月17日(月)午前10時00分から令和7年12月15日(月)午後5時00分まで
	(4) 入札日時（即時開札）	令和7年11月27日(木)午前10時30分 ※入札室は約30分前より開場
	(5) 落札者決定通知予定日	令和7年12月4日(木)
3 担当		
	(1) 契約担当	デジタル統括室戦略担当（総務グループ） 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪役所地下2階 電話番号：06-6208-7675 メールアドレス：digital-keiyaku@city.osaka.lg.jp
	(2) 事業担当	デジタル統括室基盤担当（基盤グループ） 〒550-0012 大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル4階 電話番号：06-6543-7131 メールアドレス：bb0005@city.osaka.lg.jp
4 入札参加資格		
	(1) 登録種目	令和7・8・9年度の本市入札参加有資格者名簿において物品供給等種目「260A機器・用品」に登録があること。
	(2) 必要な許認可（登録）等及びその他	無し
5 質問事項の受付及び回答		
	(1) 質問方法	様式1：仕様書等に関する質問票に必要事項を記載のうえ、電子メールにより、件名を「【質問】令和7年度JAWS Pro SMA（2年追加）ライセンス利用」として、契約担当（3(1)）あて送信のうえ、電話で受信確認を行うこと。
	(2) 質問受付期間	公告日から令和7年11月4日(火)午後5時00分まで
	(3) 回答方法	質問回答日に当該公告本文内において掲載する。なお、質問に対する回答のほか、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札までに内容を確認すること。
	(4) 質問回答期間	令和7年11月17日(月)午前10時00分から令和7年12月15日(月)午後5時00分まで
6 入札の日時及び場所		
	(1) 入札日時	令和7年11月27日(木)午前10時30分 ※入札室は約30分前より開場
	(2) 入札場所	大阪役所本庁舎地下2階 デジタル統括室第2会議室（ファミリーマート向かって右側つきあたり）
	(3) 郵便等による入札	郵便等による入札の場合は、令和7年11月26日(水)午後5時30分までに契約担当（3(1)に同じ）あて提出のこと。なお、この場合は封筒を二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書のうえ「親展」とし、内封筒に「令和7年度JAWS Pro SMA（2年追加）ライセンス利用入札書」と記載すること。
7 入札方法等		
	(1) 紙入札により行う。	
	(2)	入札書には、日付、所在地、商号又は名称及び代表者氏名又は受任者氏名を記入のうえ、代表者印又は受任者印（使用印鑑届出書で届け出た印）を必ず押印すること。なお、記名押印は、個人については本人が、法人については代表者が、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が行うこと。
	(3)	入札は、本人又はその代理人が行うこと。代理人が入札をする場合は、入札時に委任状を提出すること。
	(4)	開札の結果、予定価格の制限の範囲内において有効な入札がないときは再度入札を行うことがある。なお、再度入札の方法については、入札担当職員の指示に従うこと。（原則、再度入札書を交付して直ちに再度入札を行う。このため、当初入札に使用した印鑑が必要となるが、持参できないときは委任状を提出のうえ代理人印による入札を行う必要がある。）ただし、これによらない場合は、「再入札通知書」で別途定めるものとする。
8 その他		
	(1)	入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
	(2)	入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。
	(3)	入札に当たっては質問期間を設けており、入札をした者は、入札後において、入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
	(4)	落札者または契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった落札者または契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。
	(5)	この入札において独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の6に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。

【元請負人（契約相手方）用】

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称：令和7年度 JAWS Pro SMA（2年追加）ライセンス利用

大阪市契約担当者 様

年 月 日

所 在 地

（フリガナ）

商号又は名称

（フリガナ）

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日生

受 任 者 名

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - （2） 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - （3） 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - （4） 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - （5） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - （6） 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - （7） 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - （8） 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1） 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- （2） 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- （3） 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- （4） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- （5） 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- （6） 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

記入例

表面

【元請負人（契約相手方）用】

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称：令和7年度 JAWS Pro SMA（2年追加）ライセンス利用

大阪市契約担当者 様

年 月 日

所 在 地
(フリガナ)

商号又は名称
(フリガナ)

代表者の氏名

代表者の生年月日

受 任 者 名

支店登録の場合は支店の所在地を記入して下さい。
ビル名等の登録がある場合はビル名まで記入して下さい。

支店登録の場合は支店名称まで記入して下さい。

代表者の役職、氏名、フリガナ、生年月日を
記入して下さい。

本市への提出日を記入して下さい。

受任者がいる場合は、
受任者名を記入して下さい。
受任者登録がない場合は
記入不要です。